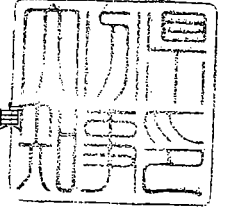




生環第291号
平成18年5月11日

国土交通省九州地方整備局長 殿

大分県知事 広瀬 勝 貞



一般国道57号（中九州横断道路）大野竹田道路環境影響評価準備書に対する
意見について

平成17年12月15日付け国九整広計第47号で提出のあった上記のことについて、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第20条第1項に基づく意見は下記のとおりです。

記

I 総括的事項

- (1) 本準備書では、動物に係る調査・予測・評価において、「同様の環境が広く残されること、改変面積は最小限に抑えられること」を理由に、生息環境が保全され、事業実施に伴う環境影響は極めて小さいとする記載が見られるが、「同様の環境」に対象種が実際に生息しているか、生息可能であるかについての調査や考察が不十分である。どの様な調査結果を根拠にどのような観点から改変面積が最小限に抑えられ、事業実施後に残存する環境が生息可能か否かについて判断したのかを明らかにした上で、予測・評価を行うこと。最小限、次の点を明らかにすること。
- ① 洞窟性コウモリ類(p9-7-48)の生息が確認された坑道と計画路線や工事施工ヤード等との位置関係や、ムササビ(p9-7-49)の巣である樹洞の位置や数に関する情報など、予測評価を行うために必要な情報を明らかにし、予測結果において「同様の環境は周辺に広く存在すること、改変面積は最小限に抑えられることから、本種の生息環境は保全される」とした根拠を明らかにすること。
 - ② 両生類（オオイタサンショウウオ、ニホンヒキガエル及びトノサマガエル）(p9-7-64～65)について、成体の生息環境と繁殖環境の間を個体が移動できる環境の存在状況及び卵のふ化期から幼生の生息期に卵や幼生が生存可能な環境の存在状況を明らかにするとともに、必要に応じて保護地の設置などの代償措置を実施すること。
 - ③ ダイコクコガネ(p9-7-71)については、牛の放牧及び牛糞の存在等が生育に必要な条件であるのでそれらの存在状況を明らかにすること。
 - ④ ツマグロキチョウ及びオオムラサキ(p9-7-72)など、その食草が特定の植物に限られることが判明しているものについては、その採餌対象物の生育状況を明らかにすること。
- (2) 準備書に記載された下記の措置は、環境影響の低減のために事業者が実施する実行可能な措置であることから、「環境保全措置」として明確に位置づけた上でその効果等を踏まえて評価を行うこと。

- ①建設機械の稼働時における、工所用施工ヤードへの散水
 - ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行時における、工所用道路への散水、工所用車両のタイヤ洗浄
 - ③建設機械の稼働時における、低騒音(振動)型建設機械の採用、低騒音(振動)工法の採用
 - ④工所用車両の運行時における、車両の出入り口の分散
 - ⑤低周波音 (p9-4-9) の評価における連続桁の採用
- (3) 事業実施段階等で新たに環境保全措置を検討する場合は、複数案の比較検討及び実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討を可能な限り行い、講じようとする環境保全措置の妥当性について検証すること。
- (4) 今後、新たに希少な動植物が確認された場合は、専門家の指導・助言を踏まえ、追加調査を行うなど十分に調査を行い、必要に応じて適切な措置を講じること。

II 個別的事項

1 騒音・振動について

建設機械の稼働に係る騒音の予測値の多くが80 dB以上であることから、予測地点周辺の保全対象の位置及び音源との高さの関係を明らかにし、それぞれについて騒音曝露レベルを示し、予測評価を行うこと。また、騒音曝露の継続時間についても評価の際に考慮すること。

2 地形・地質

- (1) 現地調査と文献調査の内容を明確に区別し、既存文献は最新のものを引用し、そのリストを示すこと。
- (2) 重要な地形・地質として挙げている、代ノ原ゾウ化石産出地及び岡城址の阿蘇溶結凝灰岩についての調査内容及び結果を明確に示すこと。

3 動物

- (1) ホンドイタチ及びアナグマについては、侵入防止柵の設置により、ボックスカルバートへの誘導や道路内への侵入を防ぐことができるとされているが、これらの設置予定箇所や構造を明らかにし、種ごとの確認地点との関係を踏まえ、設置場所の妥当性や移動経路としての効果について予測・評価すること。
- (2) 営巣地が確認されたサシバに対する環境保全措置として導入するコンディショニングの実施については、専門家の指導・助言を得て行うとともに、その効果を検証するための事後調査を実施すること。

4 植物

- (1) 重要な植物種の状況について、既存文献調査により202種が挙げられているが、現地調査で確認された重要な植物種22種を含めた744種について、現地調査の内容を精査して記載すること。
- (2) 重要な植物種の保全措置として移植などの措置を講じる場合には、影響を受けない適切な生育地、適期を選んで移植すること。また、移植した箇所や移植年月日を地図などに記録して保存しておき、事後調査を実施すること。

- (3) 重要な群落の予測・評価するために、『大分県：1974－大分県の自然（現況と自然保護）』に掲載された植生自然度（0、1～5段階）を用いて事業実施区域の群落調査結果を示し、それに基づいてつくられた植生自然度の分布によって重要な群落の予測・評価を行うこと。

5 生態系

今回の調査では、里山の生態系及び低地の水田及び河川流域の生態系について、注目種を選定してその生態系の調査をしているが、予測・評価では、それぞれの注目種について直接改変される部分の面積及び改変率に基づいて評価されている。

ルートの確定に当たっては、可能な限り、動物の移動経路の分断や動植物の生息・生育環境の分断が生じないようにすること。

6 人と自然との触れ合いの活動の場

九州自然歩道（特に対象道路との交差点）については、道路による景観への影響についてフォトモンタージュの結果等を記載した上で、予測評価すること。

7 廃棄物等

- (1) 本事業に伴い発生する各廃棄物の発生量の具体的な算出根拠について明らかにするとともに、事業地近傍の廃棄物処理施設の位置、処理能力、実績及び受入可能性について示すこと。
- (2) 「伐採木」、「根株・伐採材等の発生材」等について、そのおおよその発生量を把握して予測・評価し、可能な限り有効利用に努めること。